

■p. 307 No. 52 (2) 問題

誤：少年鑑別所に収容された少年

正：少年院に収容された少年

■p. 307 No. 52 (2) 解説

誤：少年院や少年鑑別所は刑事施設ではないので、

正：少年院は刑事施設ではないので、

■p. 334 No. 70 (4) 問題文

問題文を、以下のように訂正いたします。

誤：凶器準備集合罪は状態犯であり

正：凶器準備集合罪は継続犯であり

■p. 414 No. 117 (4) 解答・解説・正解

解答・解説及び正解を、以下のように訂正いたします。

解答

(4) 妥当又は妥当でない。

解説

電子計算機使用詐欺罪（刑法 246 条の 2）における「虚偽の情報」とは、「入金等の入力処理の原因となる経済的・資金的実体を伴わないか、あるいはそれに符合しない情報」をいう（東京高判平 5・6・29）。X 社経理部長甲が、自己の借財の返済のため、何ら会社と取引等もないのに、会社の預金口座から自己の預金口座に振込みをする行為は、入力処理の原因となる経済的・資金的実体を伴わない振込みであり、電子計算機使用詐欺罪が成立し得る。一方で、預金にも占有が認められることから、X 社経理部長甲について、同社の預金の占有が認められるのであれば、業務上自己の占有する他人の物を横領した者として業務上横領罪（刑法 253 条）が成立し得る。預金の占有が認められるか否かは、会社での預金の管理状況や支払決済の承認手続などの具体的事実関係に基づき判断されるところ、枝文の事実だけでは、甲に X 社の預金の占有が認められるかどうかについて判断ができない。そのため、枝文の甲について、結論として電子計算機使用詐欺罪が成立するのか、あるいは業務上横領罪が成立するのかを確定できない。

正解

(5) 又は (4)、(5)

■p. 451 No. 13 (1) 問題文・解説

問題文 2～3 行目において、以下のように訂正いたします。

誤：共犯者のうち一部が既に起訴されていても、いまだ起訴されていない他の共犯者について、告訴人が告訴を取り消したいと申し出た場合には、

正：既に事件を検察官に送付した後であっても、犯人がいまだ起訴されていない場合において、告訴人が告訴を取り消したいと申し出たときは、

解説文 4 行目「もっとも」以下を削除。